

○総務省令第八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）を実施するため、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月十二日

総務大臣 山本 早苗

地方自治法施行規則の一部を改正する省令

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条を次のように改める。

第十七条 地方自治法第二百五十二条の十七の四第五項の再々審査請求については、行政不服審査法施行規

則（平成二十八年総務省令第五号）第一条から第四条までの規定を準用する。

附 則

この省令は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。